解散公告

当法人は、平成二十六年五月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十三日

静岡県浜松市東区天王町三五九番一号

特定非営利活動法人静岡県フィッシング

インストラクター協会

代表清算人　杉山　剛英

解散公告

当社は、平成二十六年七月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十三日

静岡市葵区瀬名一丁目一四番二四号

四ツ葉産業有限会社

代表清算人　中川　勝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十三日

愛知県愛知郡東郷町春木台五丁目三番地一

株式会社ビー・ジェイ

代表清算人　佐野　壮志

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十三日

京都市北区鞍馬口寺町西入る新御霊口町二八五番地一三二

株式会社こぷりん

代表清算人　加賀　弘一

解散公告

当社は、平成二十六年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十三日

大阪市西区西本町一丁目一一番一―九〇四号

有限会社海昌

清算人　頭師　力

解散公告

当社は、平成二十六年八月八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十三日

神戸市中央区琴ノ緒町五丁目三番五号

株式会社環境再開発研究所

代表清算人　白國　高弘

解散公告

当社は、平成二十六年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十三日

福岡市中央区唐人町一丁目一一番一号

有限会社レディス鈴屋

清算人　細野　正實

解散公告

当社は、平成二十六年七月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十三日

福岡県久留米市原古賀町二二番地一九

株式会社スギモト興産

代表清算人　杉本　巖

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十三日

福岡県久留米市西町一一九六番地一七

株式会社ホーエイ商事

代表清算人　國武　哲弘

解散公告

当社は、平成二十六年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十三日

福岡県久留米市野中町三〇八番地の四

有限会社イースタン商事

清算人　豊福　裕子

解散公告

当社は、平成二十六年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十三日

福岡市中央区薬院二丁目一一番一三

株式会社マハロ

代表清算人　松尾　諭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月八日開催の理事会及び評議員会の決議により、平成二十六年三月三十一日茨城県の認可を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十三日

茨城県日立市国分町三丁目二番二〇号

学校法人結城学院

清算人　三澤　俊介

解散公告（第一回）

当法人は、法定の移行期間の満了により、平成二十五年十一月三十日付をもって解散したものとみなされたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十三日

神奈川県鎌倉市関谷三八四番地三

社団法人秋田犬協会

清算人　黒瀬　敏之

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十六年五月二十一日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十三日

福岡県行橋市大字須磨園一〇六番地

清算法人椿市土地改良区

代表清算人　井関　繁則

解散公告（第二回）

当社は、平成十五年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十三日

新潟県三条市直江町三丁目二番二一号

有限会社新潟工事

清算人　田上久仁彦